



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
1月10日
第374号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

| | |
|---|---|
| ○ 規 則 | |
| ※滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (行政経営推進課) | 1 |
| ○ 告 示 | |
| ※滋賀県中小企業振興資金融資要綱の一部改正 (中小企業支援課) | 1 |
| ○ 公 告 | |
| (仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書に対する知事の意見の公告 (環境政策課) | 4 |
| 都市計画変更案縦覧公告 (都市計画課) | 6 |
| ○ 農業農村振興事務所公告 | |
| 土地改良区定款変更認可公告 (甲賀) | 6 |
| ○ 正 誤 | |
| 令和4年12月23日付け第371号裁決手続開始決定公告中..... | 6 |

規 則

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第1号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則 (平成19年滋賀県規則第15号) の一部を次のように改正する。

別表(2)の項中「別表(9)の項ニ」を「別表(9)の項へ」に、「サまで」を「ソまで、チ」に、「テ」を「ハ」に、「ナ」を「フ」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

滋賀県告示第8号

滋賀県中小企業振興資金融資要綱 (昭和59年滋賀県告示第211号) の一部を次のように改正する。

令和5年1月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表2 セーフティネット資金の表融資対象者の欄中

「(5) 次のいずれかに該当する者であつて、信用保証協会の伴走

支援型特別保証を付けて事業資金を調達する者

ア 最近1か月間の売上高が前年同月に比して5%以上減少している者

イ 次のいずれかに該当する者

「(5) 次のいずれかに該当する者であつて、信用保証協会の伴走支援型特別保証を付けて事業資金を調達する者

ア 最近1か月間の売上高が前年同月に比して15%以上減少している者

イ 最近1か月間の売上高が前年同月に比して5%以上減少し、かつ、原則として前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高に比して15%以上減少している者」

(7) 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月に比して5%以上減少している者

(4) 最近1か月間の売上高総利益率が直近の決算に比して5%以上減少している者

(7) 直近の決算の売上高総利益率が直近の決算の前期に比して5%以上減少している者

(エ) 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月に比して5%以上減少している者

(オ) 最近1か月間の売上高営業利益率が直近の決算に比して5%以上減少している者

(カ) 直近の決算の売上高営業利益率が直近の決算の前期に比して5%以上減少している者」

「ウ 次のいずれかに該当する者であつて、信用保証協会の伴走支援型特別保証を付けて事業資金を調達する者

(7) 最近1か月間の売上高が前年同月に比して5%以上減少している者

(イ) 次のいずれかに該当する者

a 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月に比して5%以上減少している者

b 最近1か月間の売上高総利益率が直近の決算に比して5%以上減少している者

c 直近の決算の売上高総利益率が直近の決算の前期に比して5%以上減少している者

d 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月に比して5%以上減少している者

e 最近1か月間の売上高営業利益率が直近の決算に比して5%以上減少している者

f 直近の決算の売上高営業利益率が直近の決算の前期に比して5%以上減少している者

「ウ 次のいずれかに該当する者であつて、信用保証協会の伴走支援型特別保証を付けて事業資金を調達する者

(7) 最近1か月間の売上高が前年同月に比して15%以上減少している者

(イ) 最近1か月間の売上高が前年同月に比して5%以上減少し、かつ、原則として前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高に比して15%以上減少している者」

を

に改め、同表融資利率の欄中「1.5%」の右に「(ただし、

伴走支援型資金の融資を受ける者にあつては、年1.5%以内)」を加え、同表借入申込書類の欄中「別記様式第1号)」の右に「または借入申込書(別記様式第2号)」を加え、

「融資対象者の欄(5)アに該当する者にあつては、売上高減少要件確認書

融資対象者の欄(5)イ(7)から(7)までに該当する者にあつては、売上高総利益率減少要件確認書

融資対象者の欄(5)イ(エ)から(カ)までに該当する者にあつては、売上高営業利益

に、

「融資対象者の欄(4)に該当する者のうち別に定める者および(5)に該当する者にあつては、売上高減少要件確認書」

率減少要件確認書

「融資対象者の欄(イ)に該当する者にあつては、売上高減少要件確認書
 融資対象者の欄ウ(イ) a から c までに該当する者にあつては、売上高総利益率減少要件確認書
 融資対象者の欄ウ(イ) d から f までに該当する者にあつては、売上高営業利益率減少要件確認書」

「融資対象者の欄(イ)に該当する者のうち別に定める者およびウに該当する者にあつては、売上高減少要件確認書」を改める。

別記様式第2号中

「セーフティネット資金 (□コロナ新規枠 □コロナ借換枠)
 政策推進資金 (□経営力強化枠 □再生支援枠 □がんばる企業応援枠)
 短期事業資金 (□通常枠 □手形・電子記録債権割引枠 □コロナ枠 □原油価格・物価高騰対応枠)」

「セーフティネット資金 (□ポストコロナ新規枠 □ポストコロナ借換枠)
 政策推進資金 (□経営力強化枠 □再生支援枠 □がんばる企業応援枠)
 短期事業資金 (□通常枠 □手形・電子記録債権割引枠 □コロナ枠 □原油価格・物価高騰対応枠)」

改める。

付 則

- 1 この告示は、令和5年1月10日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県中小企業振興資金融資要綱の規定は、令和5年1月10日以後の融資の申込みに係る資金から適用し、同日前に融資の申込みがあった資金については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現にある改正前の別記様式第2号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

公 告

(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書に対する知事の意見の公告

向茂都市開発株式会社 代表取締役 向春美 (以下「事業者」という。) から送付のあった (仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業 (以下「本事業」という。) に係る環境影響評価準備書について、滋賀県環境影響評価条例 (平成10年滋賀県条例第40号) 第18条第1項の規定に基づき、事業者に対して環境の保全の見地からの意見を令和4年12月27日に述べたので、同条第4項において読み替えて準用する同条例第9条第6項の規定により公告する。

令和5年1月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

本事業に係る環境影響評価準備書 (以下「準備書」という。) に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価書 (以下「評価書」という。) に適切に記載すること。

1 全般的事項

- (1) 評価書の作成に当たっては、準備書における誤植および不整合のある箇所を修正するとともに、できる限り平易な表現を用い、専門用語については必要に応じて注釈を加えることなどにより、住民にとってより分かりやすい内容となるよう努めること。
- (2) 今後の手続を進めるに当たっては、周辺および野川下流域の地域住民や農業者、漁業者のほか、近隣の工場等に対し、積極的な情報提供や説明を行うなど、事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。
- (3) 本事業は工業団地の造成事業であり、立地する企業の業種、建築物等が未定であるため、これらの条件を想定して供用後の事業実施による環境影響評価を行っている。このため、想定を超える環境影響が認められる可能性のある環境要素については、事後調査の実施およびその他適切な方法により供用後の状況の把握に努めるとともに、必要に応じて追加の対策を検討すること。また、事後調査等を要しない場合はその理由を示すこと。
- (4) 対象事業実施区域は山林および原野が大部分を占めており、土地の改変区域には多様な動植物の生息が確認されている。このため、生息が確認された動植物の希少性および影響の程度にかかわらず、できる限りの環境保全

措置を講ずること。

- (5) 事後調査のほか、追加で実施される対策等が立地企業、工業団地協議会等事業者以外の者により実施される場合は、これらが適切に実施されるよう、事業者としてできる限りの対策を講ずること。
- (6) 事業実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。

2 個別的事項

- (1) 大気質 粉じんの評価について、環境の保全上の目標として設定された値はスパイクタイヤ粉じんを対象とした目標値であり、過大な数値となっているため、予測結果が整合している場合であっても環境影響が小さいとは限らない。このため、事業実施に際して適切な対策を講ずること。
- (2) 騒音・振動・低周波音 工事中の重機類稼働による騒音・振動の影響予測について、不確実性が生じる可能性があるため、継続的なモニタリングを行うこと。その結果に応じて追加の環境保全措置を講じる等、周辺的生活環境への影響の低減に努めること。

供用後の施設稼働による影響を低減するための環境保全措置として、一部の区画の騒音レベルや振動レベルを規制基準より5デシベル程度下げて施設を運用できる企業に販売することで、対象事業実施区域の近傍にある社会福祉施設に配慮することとしている。このため、本措置を実施した場合の予測結果を示し、その有効性を明らかにすること。

本事業実施により、交通量が変化し、騒音・振動・低周波音による生活環境への影響が生じる可能性がある。このため、工事中は関係車両の通行を適切に管理するとともに、供用後の交通量の分散化に向けた対策についても検討すること。

- (3) 水象 土地利用の改変による治水の影響予測について、設置する洪水調整池の容量の妥当性だけでなく、その効果についても予測評価を実施すること。その際、解析に用いた洪水到達時間等のパラメータを適切に設定し、その根拠を示すこと。

また、洪水調整池については、水生生物の移植先としての利用を想定していることから、洪水調整機能や濁水発生防止機能を保持しつつ、ビオトープとしての機能も発揮させる必要があるため、その管理計画を具体的に示すこと。

土地利用の改変による利水への影響予測について、土地の改変前後における流域の森林面積比率を基にした予測評価のみでなく、環境保全措置を実施したことによる影響低減の効果を含めた予測評価を実施することが望ましい。このため、植栽した樹木等が十分に生育した状態での予測評価についてもあわせて実施すること。その際、降雨が大気へ蒸発することや、農業用水として利用する時期を勘案すること。

- (4) 地盤 土地の安定性に及ぼす影響予測について、斜面の安定性の予測評価のために選定した地点の根拠が不明確であるため、具体的に示すこと。また、円弧滑り計算による斜面の安定性の予測結果については、基準を満足する結果となっているが、より確実に安定性を確保するための対策についても検討すること。
- (5) 動物 水生生物への影響予測について、水路の改変やため池の消失といった直接的な改変に対する全体の評価と個別の種の評価で整合性がない部分が認められるため、修正すること。

対象事業実施区域内の緑地と周辺の森林とのつながりを残し、動物の移動経路を確保すること。また、ロードキルの発生を防ぐため、道路にアンダーパスを設置する等の環境保全措置を講じるとともに、その効果を確認するために事後調査を行うこと。

希少種保護の観点から非公開としている猛禽類等の確認状況や予測結果のうち、不必要に秘匿としている箇所については記載を検討すること。

- (6) 植物 法面等の緑化のため実施する種子吹き付けについて、林縁部の林床植生に影響を及ぼす可能性があるため、その防止対策を検討すること。また、期待される効果についても示すこと。

供用後の樹木の植栽について、鳥類が捕食する液果植物だけでなく、森林構造を形成するための種を用いた植栽計画とし、その選定方針を示すこと。

- (7) 動物・植物・生態系 動植物の移植について、移植先の環境が再生・整備されていることを確認し、具体的な計画を立案した上で実施すること。継続的なモニタリングと適切な管理等を行い、移植地が生息地・生育地として機能発揮できるように努めること。
- (8) 景観 建築物の高さ等の予測条件や環境の保全上の目標が不明確であるため、具体的な内容を示し、適切に予測評価を実施すること。

また、予測条件を超える規模の建築物が設置されるなど、予測結果を超える景観の変化が懸念される場合には、追加の環境保全措置を実施するなど予測評価の実効性を確保するための対策を検討すること。

- (9) 温室効果ガス 「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」の目標達成に支障のない事業計画とすること。
 供用後の関連車両の走行に伴う影響について、滋賀県域内の輸送を基にした予測評価を実施すること。
 供用後、立地企業に要請される温室効果ガス削減に向けた対策が中長期的な視点に立った内容のみであることから、特に運輸部門を対象に工場設置当初から実施できる具体的な内容を追加するなど、より実効性のある対策についても検討すること。

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条の規定に基づき大津湖南都市計画道路を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画の種類 大津湖南都市計画道路 3・4・46号 比叡辻日吉線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 大津市下阪本六丁目から大津市坂本三丁目まで
- 3 都市計画の案の縦覧場所
 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
 滋賀県大津土木事務所管理調整課 大津市松本一丁目2番1号
 大津市都市計画部都市計画課 大津市御陵町3番1号
- 4 縦覧期間 令和5年1月10日から令和5年1月24日まで

上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、大野土地改良区の定款の変更は、令和4年12月23日に認可した。

令和5年1月10日

滋賀県甲賀農業農村振興事務所長 奥村 正

正 誤

令和4年12月23日付け第371号裁決手続開始決定公告中

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|----|------|-------|
| 9 | 15 | 藤千恵子 | 藤本千恵子 |